



ニュースリリース 平成 26年 4月 24日

茨城県内地方公共団体への「口座振替集中サービス」取扱開始について

常陽銀行(頭取 寺門 一義)と常陽コンピューターサービス株式会社(社長 小松 重蔵 以下、「JCS」という)は、このたび、下記地方公共団体への「口座振替集中サービス」の取り扱いを開始しますのでお知らせいたします。

本サービスは、地方公共団体の税金等の口座振替にかかる事務効率化を支援するサービスです。地方公共団体から各金融機関の口座引落データをJCSが一括して受け取り、金融機関ごとに振り分けて送信することで口座振替を行います。また、各金融機関の振替結果についても集約して還元します。FD等記録媒体の金融機関ごとの受け渡しがなくなり、個人情報の管理負担なども軽減されます。

常陽銀行グループは、今後とも、総合金融サービスの提供により地方公共団体の事務効率化を積極的に支援してまいります。

記

1. 取り扱い地方公共団体

地方公共団体名	取扱開始日
神栖市水道事業	4月28日(月)
水戸市、阿見町、八千代町、城里町水道事業	4月30日(水)

2. 地方公共団体のメリット

- 金融機関ごとの税金等の口座引落データの作成作業が簡素化され、引落結果の確認が一括してできます。
- データ通信を利用することで、金融機関ごとにFD等記録媒体の受渡の必要がなくなり、個人情報の管理負担なども軽減されます。

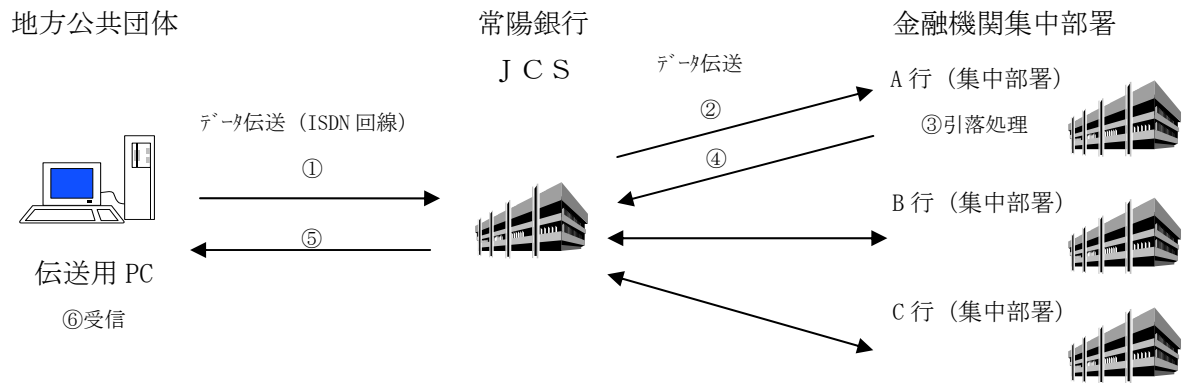
以上

「口座振替集中サービス」の概要

① 地方公共団体は、各金融機関の口座引落データを J C S に送信

② J C S が地方公共団体から口座引落データを受け取り各金融機関へ振り分け送信

③ 各金融機関は J C S からの口座引落データを受信し引落処理



⑥ 口座引落結果データを J C S から受信

⑤ 口座引落結果データを各金融機関から受信後、地方公共団体へ返却

④ 口座引落結果データを J C S へ返信